

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、**保険料が減免**となります。

【保険料の減免の対象となる方】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険料を全額免除**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方 ⇒ **保険料を一部減額**

※保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について、以下の(1)～(3)すべてに該当する。

- (1) 事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入のうち、種類ごとにみた収入のいずれかが、令和3年中と比べて10分の3以上減少する見込みである。
- (2) 令和3年の所得の合計額が1000万円以下である。
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年中の所得の合計額が400万円以下である。

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

②の場合

保険料の減免額は、減免対象保険料額 (A×B÷C) に、減免割合 (D) をかけた金額です。

減免対象の保険料額 (A×B÷C)

- A: 世帯の被保険者全員について算定した保険料額
- B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和3年中の所得額
- C: 主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和3年中の合計所得金額

主たる生計維持者の令和3年中の合計所得金額に応じた減免割合 (D)

- 300万円以下の場合 : 全部(10分の10)
- 400万円以下の場合 : 10分の8
- 550万円以下の場合 : 10分の6
- 750万円以下の場合 : 10分の4
- 1,000万円以下の場合 : 10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和3年中の合計所得金額にかかわらず、減免対象の保険料額の全部を免除。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、堺市ホームページをご確認ください。お問い合わせは、所管の区役所 保険年金課まで。

堺区役所 保険年金課

電話 (072)228-7413

中区役所 保険年金課

電話 (072)270-8189

東区役所 保険年金課

電話 (072)287-8108

西区役所 保険年金課

電話 (072)275-1909

南区役所 保険年金課

電話 (072)290-1808

北区役所 保険年金課

電話 (072)258-6743

美原区役所 保険年金課

電話 (072)363-9314

堺市ホームページ⇒ <https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/honen/covid19/kokuho/genmen.html>

